第3322号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2007年)平成19年 7月 27日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 役員に対する年払保険料

Ｑ：契約者を会社、被保険者を役員、保険金受取人を役員の遺族とする生命保険に加入して、年払い契約をしようと思っています。この保険料の取扱いはどうなりますか？

Ａ：定期同額の役員給与となり、原則として損金に算入することが認められます。

【解説】

契約者を会社、被保険者を役員、保険金受取人を役員の遺族とする生命保険の掛金を会社が負担する場合、その保険料は、経済的利益に該当し、その役員に対する給与として取り扱われることになっています(保険金受取人が会社の場合は給与にはならず、保険料として損金に算入されます)。

そして、保険料に相当する経済的利益は、「継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であり」、「経常的に負担するもの」であれば定期同額給与として取り扱われるのですが、年払いの場合は、この「毎月おおむね一定」という言葉が気になります。

年払いにすれば保険料が安くなるということから、保険料を年払いにしたいということもあると思うのですが、この「毎月おおむね一定」の要件に該当せず、定期同額給与にならないとなると大問題になります。

でも、これについては、国税当局は経常的に負担するものであれば、毎月おおむね一定でなくても定期同額給与として弾力的な取扱いをすることとしていますので、心配しなくても大丈夫のようです。